

改正 平成28年4月27日 原規総発第1604271号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年4月27日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成28年4月27日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案						現 行					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
		(略)						(略)			
195	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査 (<u>あらかじめ</u> 委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り (前号の立入検査を除く。)) に関すること。	主管部等の長		否	195	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査 (<u>検査の適正な遂行のために</u> <u>ただちに立ち入る必要</u> <u>があるものであ</u> <u>って、あらかじめ</u> 委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り (前号の立入検査を除く。)) に関すること。	主管部等の長		否